

第3次たじみ健康ハッピープランアドバイザー設置要綱

(設置)

第1条 たじみ健康ハッピープラン（第3次たじみ健康ハッピープラン策定会議設置要綱（令和5年告示第●号）第1条に規定するたじみ健康ハッピープランをいう。以下同じ。）の策定に関し、専門的助言を受けるため、たじみ健康ハッピープランアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を設置する。

(職務)

第2条 アドバイザーの職務は、次に掲げる事項について、市長に対し必要な助言を行うこととする。

- (1) 令和5年度に策定するたじみ健康ハッピープランにおける指標及び目標値の設定に関すること。
- (2) 意見の集約方法及び活用方法に関すること。
- (3) 他自治体等における事例の調査に関すること。
- (4) 冊子の監修その他のたじみ健康ハッピープランの効果的な広報に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、たじみ健康ハッピープランの策定に関し市長が必要と認めること。

(委嘱)

第3条 アドバイザーは、学識経験者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 アドバイザーの任期は、たじみ健康ハッピープランの策定までとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、アドバイザーに関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、令和5年6月1日から施行する。